

# 入湯税 特別徴収の手引き



「勝浦カッピー」

令和3年1月

千葉県勝浦市

## ○ はじめに

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、入湯税の徴収に当たりご尽力いただき、誠にありがとうございます。

入湯税は鉱泉浴場の入湯客にご負担いただく税金であり、地方税法及び勝浦市税条例の規定により、「特別徴収の方法によって徴収する。」とされています。そのため、鉱泉浴場の経営者は特別徴収義務者として入湯客から入湯税を徴収し、毎月、勝浦市に申告納入する必要があります。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引きをご覧いただき、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税及び徴収に引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

また、毎年、申告書及び納入書の送付に同封しております「入湯税についてのポスター」の掲示、並びに「ホームページ等で宿泊料等とは別途入湯税がかかることの表示」にもご協力いただきますようお願いいたします。

## ○ 入湯税及び本手引きのお問い合わせ先

勝浦市役所税務課課税係

〒299-5292

千葉県勝浦市新官 1343 番地の 1

電話 0470-73-6623 (直通)

FAX 0470-73-4283

令和 3 年 1 月 発行

編集・発行 勝浦市役所税務課

## 目次

- 1 入湯税の概要
- 2 納税義務者
- 3 税率
- 4 徴収の方法
- 5 課税免除
- 6 特別徴収の手続き
- 7 延滞金・加算金
- 8 鉱泉浴場の経営開始申告書
- 9 帳簿の記載（記帳）
- 10 入湯税に係る調査
- 11 申告書等の記入例
- 12 入湯税に関するQ & A
- 13 参考資料

## 1. 入湯税の概要

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に負担していただく市税です。

入湯税の徴収は、地方税法及び市税条例の規定により鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者に指定して、入湯客（納税義務者）から徴収しています。

入湯税は地方税法で用途が定められている目的税であり、主に観光振興として観光費や衛生費のうち塵芥処理費と消防費に充当しています。

### ～勝浦市の制度概要～

納税義務者	市内の鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
入湯税の税率 (条例第143条)	入湯客1人1日 150円（標準税額）
徴収の方法 (地方税法第701条の3 並びに条例第144条)	特別徴収（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）
課税されない方 (課税免除) (条例第142条)	① 年齢12歳未満の者
	② 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
	③ その他公益上適当と認める者
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者で、市長が指定した者
特別徴収義務者の申告	① 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前の日までに、必要な事項を記載した「鉱泉浴場經營申告書」を提出する。
	② 申告した事項に異動があった場合は、直ちにその旨を「鉱泉浴場經營申告書」により申告する。
特別徴収の方法	特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税にかかる課税標準額、税額その他必要な事項を記載した別に定める様式による納入申告書を市長に提出し、その納入金を納入書により納入する。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から <b>1年間</b> 保存する義務がある。

## 2. 納税義務者

---

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した者です。

※鉱泉浴場とは、原則として「温泉法に規定する温泉」（地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで、一定の温度又は物質を有するもの）を利用する入浴施設をいいます。

温泉を他から運んでくるいわゆる「運び湯」も入湯税の対象です。

## 3. 税率

---

入湯客 1人1日150円が課税されます。

ただし、宿泊する場合は1泊につき150円の課税になります。複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

## 4. 徴収の方法

---

徴収は特別徴収の方法によります。

※「特別徴収の方法」とは、地方税法及び勝浦市税条例により指定された特別徴収義務者に、納税義務者から税金の徴収していただき、勝浦市に納入していただく方法です。

## 5. 課税免除

---

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除されます。

### (1) 年齢12歳未満の者

### (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

- ・「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。
- ・「一般鉱泉浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されている施設で、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）によって入湯料金が統制されている浴場のことをいいます。

### (3) その他公益上適当と認める者（勝浦市入湯税課税免除取扱要綱 令和3年3月1日施行）

- ① 市内外を問わず発生した災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害<sup>※1</sup>とする。）から自主的に一時避難をして、入湯税特別徴収義務者の所有する施設（以下「入湯税課税対象施設」という。）に宿泊した者又は復興支援活動に無償で参加した者（以下「災害ボランティア」という。）で自主的に入湯税課税対象施設に宿泊した者。

※1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害とは暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害。

- ② 勝浦市の施策である、高齢者及び身体障害者等の入湯料助成事業で市から交付を受けた入湯券を使って入湯した者。

③ 学校教育法第1条に規定する学校※2の行う学校教育活動※3として学校長またはそれに準ずる者等※4からこの活動の証明を受けた者。

年齢12歳未満の者は、上記(1)より課税免除であることから、この条文による課税免除対象者は、引率教員等のみとなる。

※2 学校教育法第1条に規定する学校とは幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（いわゆる高専）。専修学校（専門学校など）や職業訓練校又は老人大学など各種学校などは、対象外とする。

課税免除対象者は学校教育活動に参加した児童・生徒、学生及び引率教員等※5とする。

※3 学校教育活動とは、学校教育の一環として行われた教育活動全般として、小学校から高等専門学校までは、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するものとし、大学にあっては、公益社団法人日本国際教育支援協会・学生教育研究災害傷害保険の支給対象となる教育研究活動の範囲に該当するものとする。

学校が編成した教育課程に基づく授業で修学旅行や集団宿泊活動など校外での授業と学校の教育計画に基づく課外指導で部活動の大会への参加や合宿での利用を想定している。

スポーツ少年団やクラブチーム等の活動は、学校教育法第1条で規定する学校の活動ではないことから、課税免除の対象外とする。また、修学旅行等の事前調査で宿泊した場合も、引率者ではないことから課税免除の対象外とする。具体的な活動内容は、活動内容等証明書裏面に記載。

※4 学校長またはそれに準ずる者等とは、学校長のほか学部長や引率教員、部活動顧問教員などとする。

※5 引率教員等とは、同行する教員、養護教員で、部活動の場合は、監督者及び指導者のみとし、それ以外の保護者や旅行業者の添乗員、カメラマンなどは対象外とする。

④ 市が主催又は共催、若しくは後援する全県規模以上の大会など※6で、市長があらかじめ必要と認めるもの※7で、原則として市又は主催者が示す指定料金で宿泊を伴う場合に、この大会等に参加するため宿泊をする者。

※6 県大会規模以上の体育大会、文化行事及び福祉大会などを対象とする。

※7 市長があらかじめ必要と認めるものとは、市が大会計画書などに基づき宿泊が必要とする開催日程であることを確認のうえ認めるものである。

⑤ 前各号に定めがないもので、その他公益上適当であると市長が認めた入浴に係る減免について、その都度判断するものとする。

#### 《その他公益上適当と認める者の課税免除の期間》（要綱第3条）

①の場合、災害等が発生した場合に実際に入湯税課税対象施設に、被災者及び復興支援活動に参加した者が入湯した日（宿泊した日）

②の場合、入湯券の交付を受けた年度の3月末日までの期間で、その入湯券を使って入湯した日

③の場合、提出した活動内容等証明書に記載された施設利用期間

④の場合、大会等の開催期間とするが、ただし、準備・移動期間等を考慮して、当該大会期間の前後1日を含むことができる。この場合は、大会計画書などに基づき開催日を確認する。

## 《課税免除者の報告》

特別徴収義務者は、課税免除を適用する場合、翌月15日までに提出する納入申告書に合わせて課税免除に係る確認書類と共に入湯税課税免除・納入明細書（別記第1号様式）を提出しなければならない。（要綱第4条）

## 《課税免除の手続等》

課税免除を受ける場合の手続き等について（要綱第5条）

- (1) 上記①による課税免除を受けようとする場合、特別徴収義務者（以下「特徴義務者」）は、罹災証明書や災害ボランティア活動証明書等により確認をする。確認が困難な場合は、入湯税課税免除申立書（別記第2号様式）に課税免除とした被災内容等必要事項を記入のうえ特徴義務者が市に提出する。

特徴義務者は、「入湯税課税免除・納入明細書」（別記第1号様式）の該当する箇所に課税免除対象者人数を記入のうえ提出する。

- (2) 上記②による課税免除を受けようとする場合、特徴義務者は、「入湯税課税免除・納入明細書」（別記第1号様式）の該当する箇所に課税免除対象者人数を記入のうえ提出する。

- (3) 上記の③による課税免除を受けようとする場合、特徴義務者は、予約又は問い合わせがあった際に、「活動内容証明書（別記第3号様式）」の記入を学校等に求め、提出してもらう。

特徴義務者は、当該証明書の提出があった場合は入湯税を徴収しないこととし、市に納入申告書を提出する際に、証明書の原本を添付する。

- (4) 上記④の規定による課税免除を受けようとする場合、特徴義務者は予約又は問い合わせがあった際に、「入湯税課税免除申請書」（別記第4号様式）に内容等必要事項を記入のうえ、免除を受けようとする日の属する月の前々月末までに市長に申請しなければならない。

また、特徴義務者は、「入湯税課税免除・納入明細書」に該当する課税免除対象者数を記入のうえ翌月15日までに申告書とともに提出する。

## 6. 特別徴収の手続き

---

### (1) 申告書の提出

特別徴収義務者は、鉱泉浴場に入湯される方から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記入した入湯税申告書（12ページ参照）に「入湯税課税免除・納入明細書」及び関係書類とともに提出してください。申告書が郵便又は信書便により提出された場合は、郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日に提出があったものとみなします。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課される場合がありますので、必ず期限内の申告をお願いします。

## (2) 納入書による納入

納入金については、(1)の申告書に記入した前月分の徴収税額を次表の納入場所にて納入書（13ページ参照）により納入してください。

### 【納付場所】（順不同）（令和2年12月現在）

<input type="radio"/> 勝浦市役所及び移動市役所	<input type="radio"/> 千葉銀行
<input type="radio"/> みずほ銀行	<input type="radio"/> 千葉興業銀行（県内）
<input type="radio"/> 京葉銀行（県内）	<input type="radio"/> 銚子信用金庫（県内）
<input type="radio"/> 房総信用組合	<input type="radio"/> いすみ農業協同組合
<input type="radio"/> ゆうちょ銀行・郵便局  （関東各都県及び山梨県（納期限内に限る））	<input type="radio"/> 千葉県信用漁業協同組合連合会

※入湯税の納入については、コンビニエンスストアでのお取り扱いはしていません

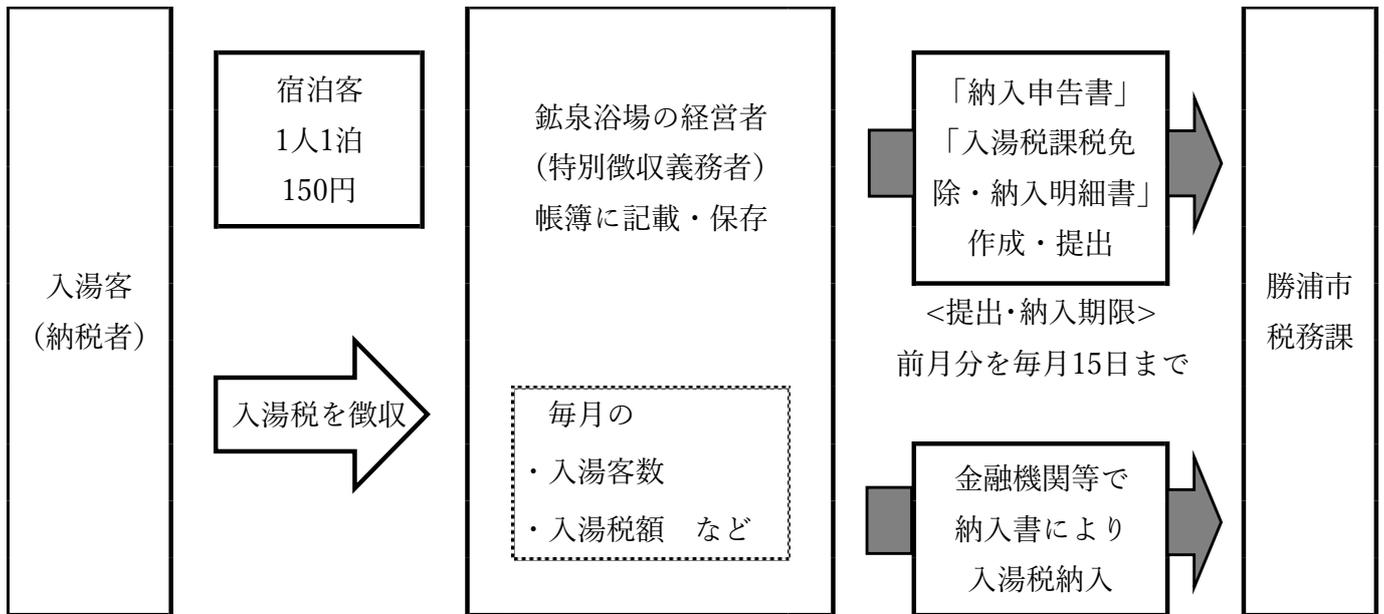
## (3) 課税免除に係る確認書類の提出

下記の課税免除を適用する場合は、翌月15日までの「入湯税申告書」及び「入湯税課税免除・納入明細書」の提出に合わせて課税免除に係る確認書類を提出してください。

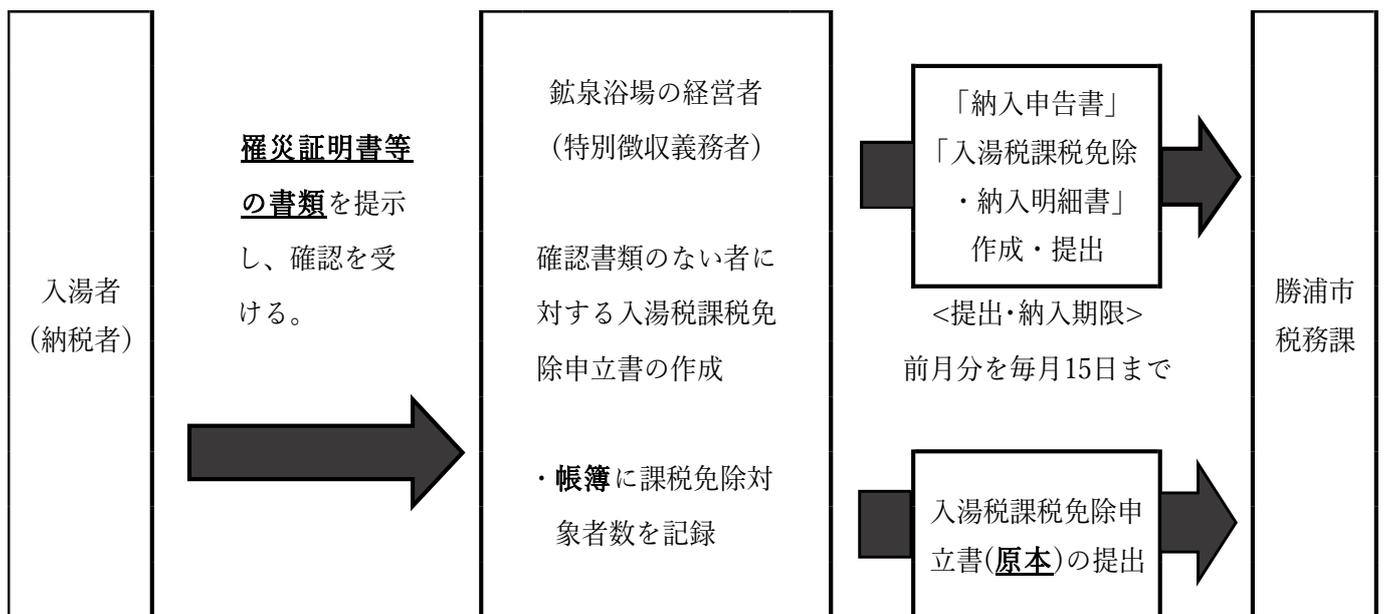
課税免除の類型	提出が必要となる確認書類
災害の被災者及び災害の復興支援活動に参加した者	被災等の確認ができない場合は 課税免除申立書（原本）
学校教育の一環として行われる行事に参加する者	学校長等が作成した「活動内容等証明書」 （原本）
市が主催又は共催、若しくは後援する全県規模以上の大会などに参加するため、指定料金で宿泊をされる者	特別徴収義務者が作成した「入湯税課税免除申請書」

【入湯税特別徴収及び税免除申請の流れ】

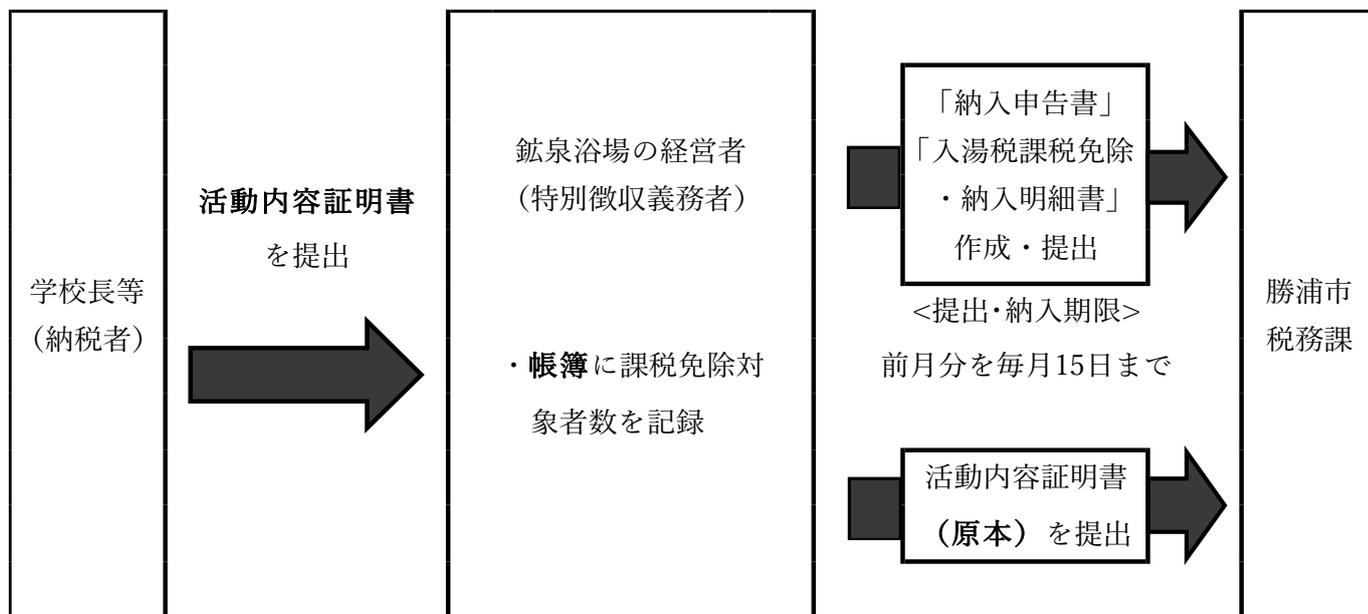
① 入湯税納入の流れ



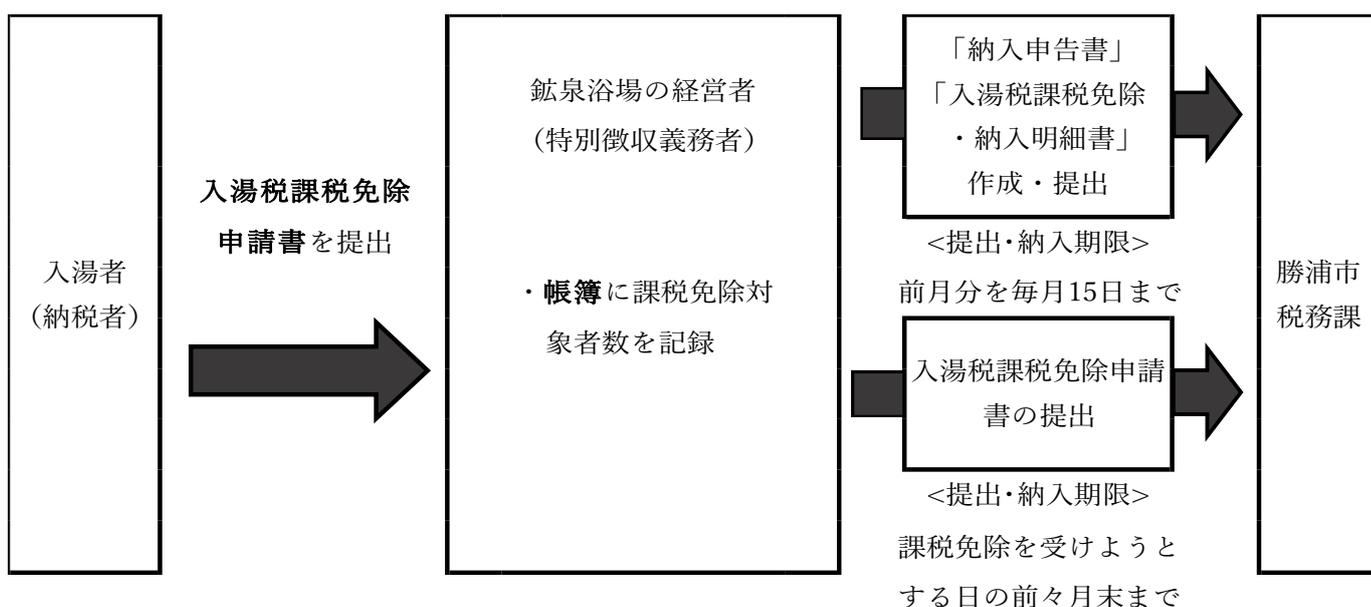
② 災害の被災者及び災害の復興支援活動に参加した方の課税免除の流れ



③ 学校教育の一環として行われる行事に参加する方の課税免除の流れ



④ 市が主催又は共催、若しくは後援する全県規模以上の大会などに参加するため、指定料金で宿泊をされる方



## 7. 延滞金・加算金

### (1) 延滞金

納期限内に納入されない場合は、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

ア 納期限の翌日から1月を経過する日まで・・・

各年の平均貸付割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

イ アの翌日以降・・・

延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額

#### 【特例基準割合】

銀行の短期貸出約定金利を元にして財務大臣が告示する割合（令和3年中1%）+1%

### (2) 加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下の通りです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額は実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法 第701条の12第1項)	不足金額×10% (不足金額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告あった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (法 第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算(法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際より少ないため、更正があった場合 (法 第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法 第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法 第701条の12第5項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税金を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (法 701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿によって故意に税額を免れようとしたとき(法 第701条の13第2項)	収納すべき税額×40%

## 8. 鉱泉浴場の経営開始申告書

---

鉱泉浴場を経営しようとするときや、経営申告内容に変更があった場合は、「鉱泉浴場経営申告書」(以下「申告書」といいます)に必要な事項を記入し、勝浦市長あてに提出してください。

### (1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする方は、経営を開始する日の前日までに、申告書を提出してください。

なお、申告書を提出する場合は次の書類を添付してください。(入湯税を徴収していただく必要がある鉱泉浴場かどうかの確認を行います)

#### 〈添付書類〉

- ・温泉利用許可証の写し
- ・公衆浴場営業許可証の写し
- ・旅館業営業許可証
- ・法人の登記履歴事項全証明書
- ・温泉分析書の写し

### (2) 申告した内容に異動があったとき

経営されている方や施設の内容等、これまでに申告いただいた内容に変更があった場合には、直ちにその旨を記載した申告書を提出してください。

## 9. 帳簿の記載(記帳)

---

特別徴収義務者(鉱泉浴場の経営者)は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を記帳し、その記載の日から1年間保存しなければならないと定められています(勝浦市税条例第150条)が、更正等が生じる場合も考慮し、帳簿は可能な限り3年間の保管をお願いします。

## 10. 入湯税に係る調査

---

勝浦市では、入湯税の適正かつ公平な課税を期するために、必要に応じて現地での帳簿等の検査を行っています。また、電話等で申告状況等について確認をさせていただくことがあります。

調査の際には、関係する資料(宿帳など)の提示等をお願いする場合がありますのでご協力をお願いいたします。

# 1 1. 申告書等の記入例

## (1) 入湯税申告書

代表者（特別徴収義務者）の印



	登録番号	5120000111					
<b>入 湯 税 納 入 申 告 書</b>							
令和 ○年 ○月 ○日							
勝浦市長 様 特別徴収義務者 株式会社 ○○温泉 代表取締役 勝浦 太郎							
市税条例第145条第3項の規定により、下記のとおり入湯税の納入について申告します。							
営業の種類	旅館業	称 号 ○○温泉					
営業所所在地	○○111番地11	住 所 (所在地) 勝浦市○○111番地11					
		営業主 氏 名 (名 称) 株式会社 ○○温泉					
		個人番号又は法人番号 901111102222					
課税標準	70 人	税 額 10,500					
月 分 入 湯 税 納 入 明 細 書							
日	課税標準	税 額	備考	日	課税標準	税 額	備考
1	5 人	750 円		16	2 人	300 円	
2	2	300		17	0	0	
3	3	450		18	1	150	
4	2	300		19	1	150	
5	2	300		20	0	0	
6	3	450		21	2	300	
7	3	450		22	1	150	
8	2	300		23	2	300	
9	2	300		24	5	750	
10	1	150		25	2	300	
11	2	300		26	2	300	
12	3	450		27	1	150	
13	2	300		28	5	750	
14	2	300		29	2	300	
15	3	450		30	1	150	
				31	6	900	
				合計	70	10,500	

(2) 納入書・領収済通知書・領収証書

(記入例)

納入書(原符) ㊦	領収済通知書 ㊦ 437	領収証書 ㊦
<p>〒299-0000 勝浦市〇〇111番地11 株式会社 〇〇温泉 代表取締役 勝浦 太郎 様</p>	<p>〒299-0000 勝浦市〇〇111番地11 株式会社 〇〇温泉 代表取締役 勝浦 太郎 様</p>	<p>〒299-0000 勝浦市〇〇111番地11 株式会社 〇〇温泉 代表取締役 勝浦 太郎 様</p>
<p>令和〇年度 現年 調定番号 担当課 税務課</p>	<p>令和〇年度 現年 調定番号 担当課 税務課</p>	<p>令和〇年度 現年 調定番号 担当課 税務課</p>
<p>金額 ¥10,500 円</p>	<p>金額 ¥10,500 円</p>	<p>金額 ¥10,500 円</p>
<p>摘要 入湯税 令和〇年 〇月分</p> <p>会計 款項 目節 細節 細々節</p> <p>一般会計 1 市税 6 入湯税 1 入湯税 1 現年課税分 1 現年課税分</p>	<p>摘要 入湯税 令和〇年 〇月分</p> <p>会計 款項 目節 細節 細々節</p> <p>一般会計 1 市税 6 入湯税 1 入湯税 1 現年課税分 1 現年課税分</p>	<p>摘要 入湯税 令和〇年 〇月分</p> <p>納入場所 勝浦市役所及び移動市役所 千葉銀行 みずほ銀行 千葉興業銀行(県内) 京葉銀行(県内) 銚子信用金庫(県内) 房総信用組合 いすみな農業協同組合 千葉県信用漁業協同組合連合会 関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局 (納期限内に限る)</p>
<p>納期限 令和〇年〇月15日</p>	<p>納期限 令和〇年〇月15日</p>	<p>納期限 令和〇年〇月15日</p>
<p>振替口座番号 00170-0-960437 加入者 千葉県勝浦市会計管理者 (金融機関保管)</p>	<p>上記の金額を収納しましたので 通知します。 勝浦市会計管理者 勝浦市指定金融機関(千葉銀行勝浦支店) 勝浦市収納代理金融機関 振替口座番号 00170-0-960437 加入者 千葉県勝浦市会計管理者 取りまとめ店 〒330-9794 ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター (勝浦市会計課保管)</p>	<p>上記の金額を領収しました。 勝浦市会計管理者 振替口座番号 00170-0-960437 加入者 千葉県勝浦市会計管理者 (納入者保管)</p>
<p>勝浦市</p>	<p>勝浦市</p>	<p>勝浦市</p>

(3) 鉱泉浴場経営申告書

第 55 号様式

鉱 泉 浴 場 経 営 申 告 書  
(記入例)

令和〇年 〇月 〇日

勝 浦 市 長 様

代表者（特別徴収  
義務者）の印

住 所 千葉県勝浦市〇〇111番地11  
氏名又は名称 株式会社 〇〇温泉  
代表取締役 勝浦 太郎 印  
個人番号又は  
法人番号 901111102222

勝浦市税条例第 149 条第 1 項の規定により、鉱泉浴場の経営について申告します。

施設 の 所 在 地	勝浦市〇〇111番地11
異 動 事 由	営業の開始
異 動 年 月 日	令和 〇年 〇月 〇日
そ の 他	

(4) 入湯税課税免除・納入明細書

(記 入 例)

別記第1号様式

入湯税課税免除・納入明細書

特別徴収義務者名〔株式会社〇〇温泉 代表取締役 勝浦 太郎〕 年 月 分

日	総入湯客数 (A)	課税免除対象者 (人)							計(E)  (B)+(C) +(D)	入湯税対 象者 (人) (F)  (A)-(E)	入湯税 (円)  (G)=(F)×150
		市税条例第142条		市税条例第142条第3号							
		第1号	第2号	その他公益上適当と認める者(D)							
		年齢12歳 未満の者 (B)	共同浴場 一般公衆 浴場 (C)	要綱第2条							
第1号	2号			3号	4号	5号					
1	5							0	5	¥750	
2	5	3						3	2	¥300	
3	10	3			4			7	3	¥450	
4	5				3			3	2	¥300	
5	5	3						3	2	¥300	
6	3							0	3	¥450	
7	3							0	3	¥450	
8	3				1			1	2	¥300	
9	3					1		1	2	¥300	
10	5	4						4	1	¥150	
11	10					8		8	2	¥300	
12	20	5			2	10		17	3	¥450	
13	11	5			4			9	2	¥300	
14	20				3	15		18	2	¥300	
15	6	3						3	3	¥450	
16	2							0	2	¥300	
17	10				10			10	0	¥0	
18	1							0	1	¥150	
19	1							0	1	¥150	
20	8	3			5			8	0	¥0	
21	2							0	2	¥300	
22	1							0	1	¥150	
23	2							0	2	¥300	
24	10	5						5	5	¥750	
25	5				3			3	2	¥300	
26	5				3			3	2	¥300	
27	3	2						2	1	¥150	
28	14	5			4			9	5	¥750	
29	9	5			2			7	2	¥300	
30	7				6			6	1	¥150	
31	8	2						2	6	¥900	
合計	202	48			13	53	18	132	70	¥10,500	

(5) 入湯税課税免除申立書

(記入例)

別記第2号様式 (第5条関係)

入湯税課税免除申立書

令和 ○年 ○月 ○日

勝浦市長 様

代表者(特別徴収義務者)の印

住所 勝浦市○○111番地11

氏名 ○○温泉  
代表取締役 勝浦太郎



災害名	令和○年 房総沖地震
被災場所 ※災害復興支援に携わる者の場合は、支援場所を記入	○○県○○市□□
被災内容 ※災害復興支援に携わる者は、記入不要	住宅の損壊、停電、
利用施設	○○温泉
利用期間	令和○年○月○日から 令和○年○月▲日まで
備考	( ○組 ▲名 ) ※日ごとの組数、人数を記載

上記のとおり、被災者もしくは災害復興支援者であることを申し立ていたします。

ついては、入湯税の課税免除をお願いします。

※災害名、被災場所、被災内容、利用期間が複数になる場合には、二段書きにするなど分けて記入してください。1枚に記入し切れない場合には複数枚に分けていただいてもかまいません。

(6) 活動内容証明書

別記第3号様式（第5条関係）

活動内容等証明書（勝浦市入湯税課税免除用）

令和 ○年 ○月 ○日

勝浦市長 様（入湯施設経由）

代表者（特別徴収義務者）の印

学校名 私立××高等学校

学校の所在地 △△県▲▲市123番地45

校長（学長）または引率教員の氏名 千葉 五郎



以下の者は学校教育法第1条に規定する学校の児童・生徒・学生または引率教員であり、以下の活動内容が学校教育の一環として行われることを証明します。

施設利用期間		令和○年○月○日～令和○年○月○日
活動内容	種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 教育課程（正課） <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> 合宿 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	団 体 名	私立××高等学校
	行 事 名	修学旅行
	行事開催地	外房全域
課税免除を受けようとする入湯者数（児童・生徒・学生と引率教員）		12歳以上の者の人数 110 人 ※課税免除となるのは、児童・生徒・学生と引率教員のみです。保護者等は含めないでください。  (12歳未満の者の人数 人)
利用施設（旅館等）の名称		○○温泉

※ この証明書は、12歳以上の方が勝浦市入湯税課税免除取扱要綱第2条第3号（裏面参照）の課税免除を受けようとする場合に必要となるものです。記入、押印した後、**ホテル等の利用施設（入湯税特別徴収義務者）に提出してください。**なお、12歳未満の方は、勝浦市税条例第142条第1項第1号によって課税免除されます。（児童全員が12歳未満の場合は、本証明書の提出は必要ありません。）

※ この証明書の提出がない場合は、入湯税が課税されます。

※ 学校長または引率教員等の印のないものは、無効となります。

※ 課税免除の対象となる具体的な活動の範囲については、裏面をご覧ください。

(7) 入湯税課税免除申請書

別記第4号様式（第5条関係）

入湯税課税免除申請書  
(記入例)

代表者(特別徴収  
義務者)の印

令和〇年 〇月 〇日

勝浦市長 様

(入湯税特別徴収義務者)

住 所 千葉県勝浦市〇〇111番地11

氏 名 株式会社 〇〇温泉  
代表取締役 勝浦 太郎



個人番号又は法人番号 9011111022222

勝浦市税条例第142条第3号及び勝浦市入湯税課税減免取扱要綱第5条第3項の規定に該当する入湯者について、入湯税課税免除を下記のとおり申請します。

記

名 称	全日本〇〇選手権大会
目 的	大会参加のため
利用料金	1泊 10,000円
課税免除の適用を受ける見込者数	選手5人、関係者3人 計8人
鉱泉浴場の名称	〇〇温泉
課税免除報告期間	令和〇年 〇月 11日(水)～ 令和〇年 〇月 15日(日)
備 考	

○記載事項について

- 勝浦市が主催し、共催し、又は後援する全県規模以上の大会等参加者料金にて宿泊  
(※適用期間は、市長が別に定める期間となります。)
- 目的は、企画や行事の内容、大会等の名称、場所等はできるだけ詳細に記載してください。

## 12. 入湯税に関するQ & A

---

Q： 浴場(お風呂場)は利用したけれど鉱泉(温泉)を使った浴槽には入っていないとの申し出があった場合、入湯税は課税されますか。

A： 課税されます。

入湯税は、温泉を使った浴槽の利用の有無にかかわらず、鉱泉浴場(温泉を使用した浴槽を備えた浴場)を利用された方に課税されます。

Q： 法事や忘年会などで利用してもらう場合、料理のみを提供するお客様について入湯税は課税されますか。また、入湯を希望される方に別料金で入湯に必要な料金をいただいておりますが、この場合の取り扱いはどうなりますか。

A： 食事のみで入湯がない場合には、課税対象となりません。

浴場を利用する方については課税の対象となります。ただし、事実上、自由に入湯できる場合や入湯に必要な料金が割引になっている場合に入湯された方については課税対象となります。

Q： 宿泊のお客様から、病気やけがなどのため入湯しなかったとの申し出があった場合、課税対象となりますか。また、入湯しているかどうかの判断はどのようにすればよいですか。

A： 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税されるものであるため、入湯していない場合は、入湯税を徴収することはできません。入湯税をあらかじめ預かっている場合には、精算の際に返金していただく必要があります。

このような場合は、毎月申告していただく課税標準の数から除いてください。

入湯しているかどうかの判断については、社会通念から温泉施設等の利用者が鉱泉浴場に入湯しないとは考えにくく、また、個々の宿泊者が入湯したかどうかを個別に把握することは現実的には困難であると考えられることから、実務的には、「入湯していない」という申し出がない限りは入湯したものと推定して入湯税を徴収してください。

Q： 卒業生を対象とした当該学校主催の旅行に参加するもの及び引率の教職員は課税免除の対象となりますか。

A： 課税免除の対象となりません。

学校行事とは、課税免除となる学校が、当該学校の児童・生徒を対象として主催する行事をいいます。

**Q：** クーポンやクレジットカード等を利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、決済日に計上して申告することはできますか。また、連泊のお客様の入湯税については、精算日にまとめて計上することができますか。

**A：** クーポン券やクレジットカードを利用して宿泊料を支払われたお客様の入湯税については、宿泊日当日に計上するようお願いします。また、連泊のお客様の入湯税についても宿泊当日の計上をお願いします。

**Q：** 独自の優待券や割引券で入湯料金を取らない又は割り引いた場合に入湯税は課税されますか。

**A：** 課税されます。

入湯税は鉱泉浴場を利用した方にかかる税金になります。したがって、利用施設の料金とは別に納付していただく必要があります。

また、入湯税は本来、鉱泉浴場に入湯された方に課税するものですが、地方団体の徴収金である入湯税は地方税法第 20 条の 6 第 1 項の規定により、その納税者又は、特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができるものとされています。

贈答品等として入湯無料券や宿泊招待券を贈られた方が実際に入湯される方に代わって鉱泉浴場に納付する、あるいは、鉱泉浴場が記念等として顧客に贈答した入浴無料券について、顧客に代わり入湯税を納入することも可能ですが、いずれの場合でも、入湯無料券の使用に際しては、入湯料金が無料になっても入湯税は課税免除とはならないのでご注意ください。

**Q：** 入湯税を申告しなかったり、納入しなかった場合はどうなりますか。

**A：** 地方税法及び勝浦市税条例により、特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月 1 日から同月末日までに徴収すべき入湯税にかかる課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及び納入金を納入書によって納入しなければならないとされています。

期限までに申告しなかったり、過少な申告をした場合には、加算金が課されることがあり、期限までに納入がない場合は、税金のほかに延滞金を取めていただくことがあります。

期限までに納入されず、督促されてもなお完納されない場合は、ほかの特別徴収義務者との公平性の観点から財産の差し押え等の滞納処分を行うこととなりますので、適正な申告と納入をお願いします。

## 13. 参考資料

### ○勝浦市税条例（抜粋）

昭和30年3月31日

条例第60号

#### 第3章 目的税

##### 第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) その他公益上適当と認める者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した別に定める様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

第146条 削除

第147条 削除

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 鉱泉浴場施設の所在地
- (3) 前各号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項  
（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

（入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪）

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

## ○勝浦市入湯税課税免除取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、勝浦市税条例（昭和30年条例第60号。以下「市税条例」という。）第142条第3号に規定するその他公益上適当と認める者の範囲等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第2条 その他公益上適当と認める者とは、入湯税の特別徴収義務者（以下「義務者」という。）の所有する施設に入湯する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により被災し、又は自主的に一時避難した場合で義務者の所有する施設に宿泊する者及び災害の復興支援活動に無償で参加した者で自主的に宿泊する場合
- (2) 勝浦市入湯料助成事業取扱要綱に規定する入湯券を利用する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が学校教育の一環として行う学校教育活動に参加した児童、生徒、学生及び引率教員等で、学校長又

はそれに準ずる者が証明した場合

(4) 市が主催し、又は共催し、若しくは後援する全県規模以上の大会等で、市長があらかじめ必要と認める場合で、原則として市又は主催者等が示す指定料金により宿泊する者

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者  
(期間等)

第3条 課税免除の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1号及び第2号に掲げる者 その入湯時

(2) 前条第3号に掲げる者 証明した施設利用期間

(3) 前条第4号に掲げる者 その開催期間(ただし、当該大会等期間の前後1日を含むことができる。)

(課税免除者の報告)

第4条 義務者は、市税条例第142条各号の規定による課税免除の対象者があった場合は、課税免除の根拠となる資料を添付した入湯税課税免除・納入明細書(別記第1号様式。以下「納入明細書」という。)を市税条例第145条第3項の納入申告書(以下「納入明細書」という。)の提出に併せて市長に提出しなければならない。

(課税免除の手続等)

第5条 第2条第1号の規定による課税免除の対象者があった場合は、義務者は、罹災証明書や災害ボランティア活動証明書等による確認を行うものとし、確認が困難な場合は、課税免除申立書(別記第2号様式。)の提出により行うものとする。

2 第2条第3号の規定による課税免除を受ける場合は、入湯前に活動内容等証明書(別記第3号様式。以下「証明書」という。)を義務者に提出するものとする。義務者は、納入申告書に併せて、証明書の原本を添付して報告するとともに、証明書の副本は、市税条例第150条第2項に規定する帳簿とともに保管しなければならない。

3 第2条第4号の適用を受ける場合は、義務者が入湯税課税免除申請書(別記第4号様式。以下「課税免除申請書」という。)により、免除を受けようとする日の属する月の前々月末までに申請しなければならない。

4 その他、市長は、課税免除における関係する資料等を、義務者に対し必要に応じて提出を求めることができる。

5 市長は、提出された納入明細書を検査し、納入明細書の誤記載等が生じていた場合、義務者に対し納入明細書の修正又は再提出を求めることができる。

(補則)

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年3月1日から施行する。

## ○地方税法（抜粋）

（昭和二十五年七月三十一日）

（法律第二百二十六号）

### 第四節 入湯税

（昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭四三法四・改称）

（入湯税）

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（昭三二法六〇・追加、昭四六法一一・昭五二法六・平二法一四・一部改正）

（入湯税の税率）

第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

（昭三二法六〇・追加、昭四六法一一・昭五〇法一八・昭五二法六・一部改正）

（入湯税の徴収の方法）

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・一部改正）

（入湯税の特別徴収の手続）

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

- 2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。
- 3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。
- 4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（昭三二法六〇・追加）

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

- 三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
- 2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
  - 3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
  - 4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。
  - 5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・平一三法一二九・平一六法一五〇・平二三法一一五・一部改正)

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
- 三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(昭三二法六〇・追加、平一三法一二九・平二三法八三・平二三法一一五・一部改正)

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定によつて徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・平二三法八三・一部改正)

第七百一条の八 削除(昭三八法八〇)

(入湯税に係る更正及び決定)

第七百一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。
- 3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。
- 4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。(昭三二法六〇・追加)

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七百一条の十 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。
- 3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭四二法二五・昭四五法一三・一部改正)

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第七百一条の十一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

- 2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭四二法二五・昭四五法一三・一部改正)

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正

当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
  - 一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合
  - 二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
  - 三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第二項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第七項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入

湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。)又は重加算金(次条第三項において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあるときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第二項の規定は、第五項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭四三法四・昭五九法七・昭六二法九四・平一八法七・平二六法六九・平二七法二・平二八法一三・一部改正)

(入湯税に係る納入金の重加算金)

第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

- 2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 3 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第五項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。
- 5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・昭五九法七・昭六二法九四・平一八法七・平二八法一三・一部改正)

第七百一条の十四 削除(昭三七法一六一)

第七百一条の十五 削除(昭三八法八〇)

(入湯税に係る督促)

第七百一条の十六 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

- 2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・一部改正)

(入湯税に係る督促手数料)

第七百一条の十七 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三八法八〇・一部改正)

(入湯税に係る滞納処分)

第七百一条の十八 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
- 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収

金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・昭三七法一六一・平一六法七六・一部改正)

(入湯税に係る滞納処分に関する罪)

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・平二三法八三・一部改正)

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百一条の二十 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(昭三二法六〇・追加、昭三四法一四九・平一三法一二九・平二三法八三・一部改正)

(国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(令二法五・全改)

第七百一条の二十二から第七百一条の二十九まで 削除（令二法五）